

民間事業者が単独又は共同事業体として実施すべき業務及び再委託できる業務について

民間事業者が単独で研修業務等を担えない場合、共同事業体として参加することができ、また、民間事業者は、研修業務等の一部を再委託できるものとしている。なお、民間事業者が単独又は共同事業体として実施すべき業務及び再委託できる業務については、以下の通りとする。

1. 民間事業者が単独又は共同事業体として担うべき業務

実施要項5.(7)及び(8)の入札参加資格に係る規定により、次の5つの業務については、民間事業者が単独又は共同事業体として担うことが必要である。

①清掃業務

②設備維持管理業務

(資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者※)

③環境衛生管理業務

④保安警備業務

⑤食堂及び喫茶の運営業務

※「資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる」については、入札仕様書にその旨が明記されている場合には、必ずしもその有資格者を内部人材に求める必要はなく、外部の専門人材を活用して実施することも可とする。

また、上記の5つの業務の他、次の5つの業務については、研修業務等の主要な業務であり、かつ恒常的に発生する業務であることから、民間事業者が単独又は共同事業体として担うことが必要である。

①研修の企画及び運営に係る業務

②研修生寄宿舍の運営業務

③講師等応接業務

④読書室運営業務

⑤施設の有効利用に係る業務

2. 再委託できる業務

①植栽地維持管理業務

②上記1. 及びその他施設の維持に関する業務のうちのうち再委託することが合理的と認められる一部の業務(例:エレベーターの保守点検等)

※民間事業者が再委託しようとする場合には、実施要項10.(5)⑬の定めに従い、企画書にその旨を記載する必要がある。

以上